

おおたかの森市民窓口センター広告及び受付番号案内システム設置
事業仕様書

令和6年9月24日

流山市では、公共施設を財産と捉え戦略的な施設経営を行うファシリティマネジメント（以下「FM」という。）を推進し、公共施設の品質・財務・供給の質の向上を図っている。

本事業はFM施策の一環として、おおたかの森市民窓口センターにおいて、広告及び受付番号案内システムを設置することにより、サービスの向上と歳入確保を図るもので、この導入効果を最大限に発揮するために、簡易プロポーザルにより事業者を選定する。

- 1. 事業名称 おおたかの森市民窓口センター広告及び受付番号案内システム設置事業
- 2. 事業期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで
- 3. 事業場所 おおたかの森市民窓口センター

流山市おおたかの森北一丁目2番地の1

設置場所の詳細については、設置事業者選定後、協議により決定するものとする（現在の配置については、別紙「おおたかの森市民窓口センターレイアウト図面」とおり）。今後、配置等に変更が生じた際は、本市との協議により設置場所の変更に対応するものとする。

なお、貸付の条件は事業者選定時に提出した企画提案書以上のものとし、本市との協議により決定するものとする。

■ 4. 事業内容

交渉権者は、次に掲げる業務を実施するものとする。

（1）受付番号案内システム設置

別紙「おおたかの森市民窓口センターレイアウト図面」を参考に、「受付番号案内システム機器」一式を設置すること。

【受付番号案内システム機器_参考】

No.	機器名称	設置台数
1	番号発券機	1
2	呼出用ディスプレイ（受付番号表示機）（55型）	2
3	交付用PC	1
4	交付用呼出用ディスプレイ	2
5	バックヤードPC	1
6	バックヤード用表示モニター	1
7	スタッフ用操作機	12
8	ディスプレイスタンド（左右2連）（55型）	2

(機器仕様等について)

- ・12以上の業務に分けて受付番号が発行可能なものとする。なお、将来的に業務数が増加した場合においても対応することとし、機種変更が伴う場合の広告料の変更については、別途協議によるものとする。
- ・表示する業務名及び情報については、本市と協議し決定すること。なお、変更が生じたときには事業者の負担において更新すること。
- ・番号呼出時において、音声案内が可能な表示機とすること。
- ・最新呼出番号及び呼び出し済み番号等を、各業務に分けて1画面で表示が可能な表示パネルであること。
- ・呼出音声については、本市の指定する文言で呼び出しが行えること。文言の内容は、本市との協議により決定する。
- ・指定したWEBサイトから事前に来庁日時の予約が行える予約機能を有していること。
- ・WEB機能(WEB予約機能、混雑状況表示機能等)については、インターネット回線及びクラウド環境ともに事業者の負担にて準備すること。
- ・デザインや配置等については、本市と協議し決定すること。
- ・色弱者に配慮したユニバーサルデザインを採用すること。なお、日本産業標準規格(JIS)等のユニバーサルデザインカラーに準拠すること。
- ・番号発券機・受付表示機等の関連機器が動作するよう互換性のある機材等を含めたシステムを導入すること。
- ・適正に維持・管理・運営し、定期的に保守点検を行うこと。
- ・故障等が発生した際には、速やかに交換・修繕・代替機の配備等の対応を行い、受付業務に支障がないようにすること。

(2) 広告媒体設置

- ・別紙「おおたかの森市民窓口センターレイアウト図面」を参考に、施設利用者の利便性を損ねない位置に広告媒体を設置し、運営すること。
- ・広告モニターにおいて、市の行政情報を放映するものとし、最低90秒を確保するものとする。

【参考】

現在、広告モニター(55型)2台を、上記受付表示機と組み合わせてディスプレイスタンドに設置している。

(その他 (1)・(2) 共通)

- ・上記「受付番号案内システム機器」及び「広告媒体」については、現状及び上記仕様と同等以上の関連機器及びシステム等を導入すること。
- ・操作・故障等に関するコールセンター(業務時間中に受付可能であるもの)を持っていること。

(おおたかの森市民窓口センター業務時間：

平日：8：30～19：00、土曜：8：30～17：00（※日・祝・年末年始除く）

- ・契約期間の満了時、契約期間中に広告媒体の移動・撤去が必要となったとき、または契約が破棄されたときは、速やかに広告媒体を移動・撤去し、原状復旧すること。この場合において、事業者は、設置場所の変更や契約解除に関する異議申し立てをしないこと。
- ・機器の設置、故障対応その他事業に要した一切の費用は事業者が負担すること。
- ・機器の使用方法やトラブル発生時における対応、日常点検方法などの運用に要する必要事項について、事前に職員等に対し十分に説明を行うこと。

■ 5. 法令、基準等の遵守

本事業に関する提案及び実施にあたっては、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、流山市財務規則（昭和 61 年規則第 12 号）、流山市広告掲出要綱（平成 21 年告示第 53 号）、流山市印刷物等有料広告掲載取扱要綱（平成 16 年告示第 12 号）、流山市広告物条例（平成 30 年 10 月 10 日条例第 39 号）その他関連法令や基準等を遵守すること。

■ 6. 最低納入金額及び納入方法

(1) 本事業における最低納入金額は、年 200,000 円以上（消費税相当額及び地方消費税相当額を除く。）とする。

(2) 納入方法は、別途発行する納入通知書により年 2 回、指定期日までに納入するものとする。

■ 7. 事業スケジュール（予定）

仕様書等の公表	令和 6 年 9 月 24 日
質問の受付	令和 6 年 9 月 24 日～9 月 30 日
質問の回答（ホームページへ掲載）	令和 6 年 10 月 7 日
企画提案書の受付	令和 6 年 10 月 7 日～10 月 18 日
対象事業者の決定	令和 6 年 10 月下旬～11 月上旬
本市との協議	令和 6 年 11 月上旬～令和 7 年 3 月中旬
機器設置	令和 7 年 4 月 1 日までに設置
広告媒体の設置	令和 7 年 4 月 1 日
広告媒体等の維持管理	令和 7 年 4 月 1 日～令和 12 年 3 月 31 日
広告媒体の撤去	令和 12 年 3 月 31 日

■ 8. 広告媒体等に関する条件及び配慮事項

(1) 契約日以降に事業者が新たな広告媒体を設置しようとするときは、その広告媒体の種類・数量・仕様及び本市へ納入する広告料を提示のうえ、本市との協議が整った場合に追加設置を可能とする。

(2) 本事業の契約期間内において、本市は事業者へ通知のうえ、本事業で設置される広告媒体以外の場所に、他の広告媒体を設置する可能性がある。本事業の事業者は、

そのことに対して異議申し立てはしないものとする。

■ 9. 応募条件

- (1) 本事業に関する一連の業務の遂行が可能であること。
- (2) 過去 5 年間に国、県、市区町村において受付番号案内システム導入の実績があること。
- (3) 本仕様書公表の日から提案書提出日までの間において、次の要件のいずれかに該当する者は、応募者及び応募者の構成員となることができないものとする。
 - ア 流山市指名競争入札参加資格業者指名停止基準（平成 3 年 4 月 1 日制定）に基づく指名停止、または流山市建設工事等暴力団対策措置要綱（平成 19 年 6 月 1 日制定）に基づく指名除外を受けている者。
 - イ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者。
 - ウ 手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年間を経過していない者、または本事業の提案書提出日の前 6 か月以内に不渡り手形若しくは不渡り小切手を出した者。
 - エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律 77 号）第 3 条または第 4 条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人または入札代理人として使用している者。
 - オ 商法（明治 32 年法律第 48 号）の規定による会社の整理の開始を命ぜられている者。
 - カ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされている者。
 - キ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされている者。
 - ク 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者またはこれに準ずる者として、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者。
 - ケ 企画提案書に虚偽の記載をし、または重要な事実について記載をしなかった者。
 - コ 法人税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者。

■ 10. 応募に関する留意事項

(1) 費用負担

応募に関する全ての書類の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とする。

(2) 提出書類の取り扱い・著作権

提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属するが、提出書類は返却しないものとし、本市は本事業の提案募集以外の目的で提出書類を使用したり、情報を漏らしたりすることはない。なお、応募者が事業者となった場合、その著作権は本市に帰属するものとする。

(3) 特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料、維持管理方法などを使用した結果生じる責任は、事業者が負うものとする。

(4) 本市からの提示資料の取り扱い

本市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。また、応募者は、応募にあたって知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

(5) 市内事業者等の広告の積極的活用

可能な範囲で市内の事業者等の広告を積極的に掲出するよう配慮すること。

(6) 提出書類の変更禁止

提出した書類の変更はできない。ただし、提出書類に脱漏または不明確な表示等があり、かつ、本市が変更を認めたときはこの限りではない。

(7) 虚偽の記載の禁止

企画提案書に虚偽の記載をした場合は、企画提案書を無効とする。

■ 1 1. 業者選定方法

- (1) 参加者は、12に記す企画提案書を作成のうえ、令和6年10月7日から令和6年10月18日までに3部（正本1部、副本2部）を事務局に持参または郵送で提出する。なお、受付時間は各日とも午前8時30分～午後5時までとする。
※郵送の場合は、10月18日午後5時必着
- (2) 事務局は、企画提案書の内容について、15に定める採点基準に則り審査する。なお、1者の場合であっても本仕様書の内容を充足する提案であれば有効提案とする。
- (3) 選考結果は各社に文書で通知するものとする。
- (4) 審査結果に対する異議を申し立てることはできない。
- (5) 審査結果は、本市のホームページで公表する。
- (6) 審査結果・審査内容に関する問い合わせには、一切回答しない。
- (7) 事業者に決定した者が契約を締結しないとき、又は契約交渉が不調に終わったときは、次選の事業者と交渉し、契約を締結する。
- (8) 事業者に決定した者が契約を締結しないとき、又は契約締結後に中途で契約を解約したときは、その事実があった日から3年間は、本市が有料広告事業を行う際の参加資格を失うものとする。

■ 1 2. 企画提案書

企画提案書は、別紙様式に必要事項を記入のうえ、次の関係資料を添付し、A4版ファイルに綴じることとする。

- (1) 設置する広告及び受付番号案内システムの仕様・カタログ等
(寸法がわかるもの。広告については設置位置も示すこと。)
- (2) 関係書類（本市の入札参加資格を有している場合は、提出不要）
 - ア 印鑑証明書（受付日前3か月以内に発行されたもの）
 - イ 商業登記簿謄本（受付日前3か月以内に発行されたもの）
 - ウ 納税証明書
 - エ 財務諸表（最新決算年度のもの、写し可）

■ 1 3. 質問の方法

令和6年9月30日までに、任意様式によりメール又は郵送等により事務局へ提出する。

※郵送の場合は、9月30日午後5時必着

なお、各社の質問は1回限りとし、質問の回答は、令和6年10月7日までに、14に記す本市ホームページに掲載する。

■ 14. 事務局

流山市総務部財産活用課ファシリティマネジメント推進室

住所：〒270-0192 流山市平和台1丁目1番地の1

TEL：04-7150-6069

mail : kanzai@city.nagareyama.chiba.jp

HP : <https://www.city.nagareyama.chiba.jp/information/1006912/1006966/1007013/1047596.html>

■ 15. 採点基準

(1) 價格点 配点 85点

価格点 = (提案の金額 ÷ 最高の提案金額) × 配点 (85点)

小数点以下切り捨てとする。

(2) 実績等 配点 15点

ア 実績 10点

過去5年間に国、県、市区町村において受付番号案内システムの設置及び管理の実績に応じて、次に掲げる区分の点数を加算する。

実績	配点
500件以上	10
400～499件	8
300～399件	6
200～299件	4
100～199件	2
0～99件	0

イ +αの提案 5点

本仕様書に記載されている事業内容以外に、事業者のノウハウを活用した+αの提案があれば、点数を加点する。